

<h1>山梨県公報</h1>	号外第十九号	日 曜 金	第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。 (歳出予算の流用) 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
	平成十四年 三月十九日		
目次 告示 平成十四年度予算の公表.....			
告示			
<p>山梨県告示第百三十六号 平成十四年二月定例県議会において議決を経た平成十四年度山梨県一般会計予算ほか十六件は、次のとおりである。 平成十四年三月十九日 山梨県知事 天 野 建</p> <p>1 平成14年度山梨県一般会計予算 平成14年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ492,765,871千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区別及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (継続費) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (債務負担行為) 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。 (地方債) 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。 (一時借入金)</p>			

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	86,312,913
	1 県民税	22,603,750
	2 事業税	21,213,150
	3 地方消費税	8,723,250
	4 不動産取得税	3,441,150
	5 県たばこ税	1,915,651
	6 ゴルフ場利用税	1,224,000
	7 自動車税	15,198,700
	8 鉱区税	2,008
	9 狩猟者登録税	43,550
	10 固定資産税	2
11 自動車取得税	3,313,002	

	12	軽油引取税	8,598,250
	13	入 猟 税	29,600
	14	旧法による税	6,850
	2 地方消費税清算金		17,687,198
3 地方譲与税	1	地方消費税清算金	17,687,198
			1,302,000
	1	地方道路譲与税	1,157,000
	2	石油ガス譲与税	145,000
4 地方特例交付金			522,414
	1	地方特例交付金	522,414
5 地方交付税			151,749,000
	1	地方交付税	151,749,000
6 交通別全交付金 交特 通別 全交 対付 策金			395,000
	1	交通別全交付金	395,000

7 分担金及び負担金	1 負担金		6,943,372
8 使用料及び手数料	1 使用料		7,842,942
	2 手数料		1,921,851
			95,408,092
9 国庫支出金	1 国庫負担金		29,584,314
	2 国庫補助金		64,791,966
	3 国庫委託金		1,031,812
10 財産収入	1 財産運用収入		199,686
	2 財産売却収入		246,662
11 寄附金			97,026
	1 寄附金		97,026

12 繰 入 金			15,721,531
	1 特別会計繰入金		811,212
	2 基金繰入金		14,910,319
13 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
14 諸 収 入			23,127,183
	1 延滞金、加算金及び 過 料		325,385
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入		196,651
	3 貸付金等償還金		17,526,543
	4 受託事業収入		1,343,438
	5 収益事業収入		3,250,061
	6 利子割精算金収入		69,769
15 県 債	7 雑 入		415,336
			83,289,000

	1 県 債	83,289,000
歳 入	合 計	492,765,871

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,080,944
	1 議 会 費	1,080,944
2 総 務 費		30,718,287
	1 総 務 管 理 費	14,329,763
	2 企 画 費	7,387,077
	3 徴 税 費	4,146,136
	4 市 町 村 振 興 費	2,436,354
	5 選 挙 費	598,120
	6 防 災 費	1,011,735
	7 統 計 調 査 費	448,108

3 民 生 費	8 人 事 委 員 會 費	151,160
	9 監 查 委 員 費	209,834
	38,220,949	
	1 社 會 福 祉 費	26,870,135
	2 兒 童 福 祉 費	8,982,688
	3 生 活 保 護 費	2,255,753
	4 災 害 救 助 費	112,373
	12,967,776	
	4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費
2 環 境 衛 生 費		2,607,977
3 保 健 所 費		1,637,657
4 醫 藥 費		5,255,751
5 勞 働 費	3,102,841	
	1 勞 政 費	753,433
	2 職 業 訓 練 費	1,200,461

	3 労働力対策費	1,023,006
	4 労働委員会費	125,941
6 農林水産業費		52,528,868
	1 農業水産業費	8,053,131
	2 畜産業費	1,996,321
	3 農地費	18,150,312
	4 林業費	24,329,104
7 商工費		13,615,464
	1 商工費	13,127,389
	2 観光費	488,075
8 土木費		113,137,935
	1 土木管理費	6,236,225
	2 道路橋りょう費	58,581,872
	3 河川砂防費	26,149,258

9 警 察 費	4 都 市 計 画 費	16,333,136
	5 住 宅 費	5,837,444
	1 警 察 管 理 費	23,011,390
	2 警 察 活 動 費	20,540,108
	2 警 察 活 動 費	2,471,282
10 教 育 費	1 教 育 總 務 費	102,368,228
	1 教 育 總 務 費	12,346,599
	2 小 学 校 費	31,465,932
	3 中 学 校 費	18,154,071
	4 高 等 学 校 費	23,379,860
	5 特 殊 学 校 費	5,798,665
	6 社 会 教 育 費	4,245,055
	7 保 健 体 育 費	1,247,207
8 大 学 費	1,693,295	

	9 私学振興費	4,037,544
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	331,792
	2 土木施設災害復旧費	2,469,304
		76,006,171
12 公債費	1 公債費	76,006,171
		23,165,922
13 諸支出金	1 財政調整基金積立金	2,605
	2 県債管理基金積立金	6,765
	3 自然保護基金積立金	49
	4 土地開発基金積立金	1,129
	5 公共施設基金積立金等	10,665
	6 諸費	23,144,709
14 予備費		40,000

歳 出 合 計	1 予 備 費	40,000
		492,765,871

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額	
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	農林高等学校改築費	962,597	平成14年度	425,218	
				平成15年度	537,379	
		日川高等学校改築費	2,424,387	平成14年度	773,484	
				平成15年度	1,650,903	
		6 社 会 教 育 費	県立博物館建設費	6,400,000	平成14年度	1,020,000
					平成15年度	4,215,000
	県立美術館展示施設建設費		2,364,338	平成16年度	1,165,000	
				平成14年度	142,531	
				平成15年度	2,221,807	

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>平成14年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務保証及び平成14年度公共事業用地の先行取得について、山梨県土地開発公社と契約を締結すること。</p>	<p>平成14年度から平成24年度まで</p>	<p>債務保証については、13,000,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額 契約締結額については、4,623,790千円以内</p>
<p>学校法人第一藍野学院の東京健康科学大学開設（南都留郡河口湖町）に係る施設整備費に対し助成すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>200,000千円</p>
<p>平成14年度に銀行その他の金融機関が、財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成14年度から平成29年度まで</p>	<p>327,183千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>平成14年度に農林漁業金融公庫が、財団法人山梨県林業公社に農林漁業金融公庫資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成14年度から平成68年度まで</p>	<p>借入元本367,723千円の償還期限到来後10箇月の期間満了日において、公庫が弁済を受けなかった元利合計金額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息</p>
<p>山梨県火災共済協同組合に対し、同組合が行う共済金の支払に不足額が生じた場合、貸付けを行うこと。</p>	<p>平成14年度</p>	<p>300,000千円</p>
<p>山梨県信用保証協会が、その有する保証債務について損失を受けた場合、その損失を</p>	<p>平成14年度</p>	<p>150,000千円</p>

補償すること。		
平成14年度融資に係る民宿関連レクリエーション施設等整備資金の利子補給を行うこと。	平成15年度から平成24年度まで	融資限度額 20,000 千円の利率年 1.5 %以内
平成14年度に勤労者が、中央労働金庫から住宅建設のための資金を借受けた場合、その利子補給を行うこと。	平成15年度から平成29年度まで	融資限度額 400,000 千円の利率年 1.5 %以内
平成14年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関が、財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成14年度から平成24年度まで	275,000 千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額
平成14年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	平成15年度から平成34年度まで	融資限度額 4,000,000 千円の利率年 1.85 %以内
平成14年度融資に係る農業近代化資金のうち、畜産公害防止者、生産調整推進対策事業者、新規就農者及び認定農業者に対する資金の利子補給を行うこと。	平成15年度から平成34年度まで	融資限度額 1,008,000 千円の利率年 0.7 %以内
平成14年度融資に係る農業災害対策資金の利子補給を行うこと。	平成15年度から平成19年度まで	融資限度額 100,000 千円の利率年 1.0 %以内
平成14年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成15年度から平成29年度まで	融資限度額 1,100,000 千円の利率年 1.75 %以内
平成14年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成15年度から平成24年度まで	融資限度額 200,000 千円の利率年 1.75 %以内

<p>平成14年度融資に係る特定農産加工資金の 利子補助を行うこと。</p>	<p>平成15年度から 平成29年度まで</p>	<p>融資限度額 100,000 千円の利率年 1.6 %以内</p>
<p>平成14年度融資に係る中山間地域活性化資 金の利子補助を行うこと。</p>	<p>平成15年度から 平成39年度まで</p>	<p>融資限度額 200,000 千円の利率年 1.8 %以内</p>
<p>平成14年度融資に係る農業経営基盤強化資 金の利子補助を行うこと。</p>	<p>平成15年度から 平成39年度まで</p>	<p>融資限度額 1,500,000 千円の利率年 0.25 %以内</p>
<p>平成14年度融資に係る農業経営負担軽減支 援資金の利子補助を行うこと。</p>	<p>平成15年度から 平成29年度まで</p>	<p>融資限度額 300,000 千円の利率年 1.95 %以内</p>
<p>平成14年度融資に係る大家畜経営改善支援 資金の利子補助を行うこと。</p>	<p>平成15年度から 平成27年度まで</p>	<p>融資限度額 75,000 千円の利率年 0.5 %以内</p>
<p>平成14年度に銀行その他の金融機関が、山 梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金につ いて損失を受けた場合、その損失を補償す ること。</p>	<p>平成14年度から 平成23年度まで</p>	<p>6,323,430千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額</p>
<p>平成14年度に山梨県住宅供給公社の分譲す る地域優良分譲住宅を購入した者が、住宅 金融公庫から資金を借受けた場合、その利 子補助を行うこと。</p>	<p>平成15年度から 平成20年度まで</p>	<p>融資限度額 1,116,604千円の利率年 1.0%以内 (地 方拠点都市地域等にあつては年 2.0%以内)</p>
<p>平成14年度融資に係る個人住宅建設資金の 利子補助を行うこと。</p>	<p>平成14年度から 平成29年度まで ただし、改修住宅については、 平成14年度から 平成24年度まで</p>	<p>融資限度額 840,000 千円の利率年 1.5 %以内</p>

<p>主要地方道河口湖上九一色線新寺崎トンネル（仮称）新設工事（南都留郡河口湖町、足和田村）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>700,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富線若草高架8号橋上部工事（中巨摩郡若草町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富線若草高架5・7号橋下部工事（中巨摩郡若草町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富線若草高架6号橋上部工事（中巨摩郡若草町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>140,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富線若草高架4号橋上部工事（中巨摩郡若草町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>250,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富線若草高架3号橋上部工事（中巨摩郡若草町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富線布施高架6号橋上部工事（中巨摩郡田富町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>440,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富線布施高架5号橋上部工事（中巨摩郡田富町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>400,000 千円</p>

<p>主要地方道韮崎櫛形豊富線布施高架4号橋下部工事(中巨摩郡田富町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富線上三条高架橋下部工事(中巨摩郡玉穂町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>主要地方道上野原あきる野線1号橋新設工事・道路改良工事1工区(北都留郡上野原町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>主要地方道上野原あきる野線1号橋新設工事・道路改良工事2工区(北都留郡上野原町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>主要地方道南アルプス公園線青崖3号橋(仮称)新設工事・道路改良工事(南巨摩郡早川町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>450,000 千円</p>
<p>主要地方道南アルプス公園線青崖1・2号橋(仮称)新設工事(南巨摩郡早川町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>250,000 千円</p>
<p>主要地方道南アルプス公園線慶雲橋架替工事(南巨摩郡早川町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>90,000 千円</p>
<p>一般県道下神内川石和温泉停車場線峡東橋新設工事(山梨市、東山梨郡春日居町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成15年度</p>	<p>50,000 千円</p>

一般県道武田八幡神社線武田橋拡幅工事 (韮崎市) について請負契約を締結すること。	平成15年度	100,000 千円
鵜沢・六郷町道鹿島落居線鹿島橋新設工事 (南巨摩郡鵜沢町) について請負契約を締結すること。	平成15年度	500,000 千円
都市計画道路古府中環状浅原橋線沼川橋架 替工事 (甲府市) について請負契約を締結 すること。	平成15年度	50,000 千円
都市計画道路愛宕町下条線湯川2号橋新設 工事 (甲府市) について請負契約を締結す ること。	平成15年度から 平成16年度まで	180,000 千円
県営住宅若尾団地建替工事 (韮崎市) につ いて請負契約を締結すること。	平成15年度	527,610 千円

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	2,208,000	普通通債 貸券 借券 発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れられる 政府公債 及び金融 機関に 入る資金に 対して)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により

					ついて、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。	
林業費	5,852,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう費	3,124,000	同	上	同	上	同	上
河川砂防費	7,605,000	同	上	同	上	同	上
都市計画費	510,000	同	上	同	上	同	上
住宅費	662,000	同	上	同	上	同	上
国直轄事業費負担金	3,842,000	同	上	同	上	同	上
災害復旧費	1,109,000	同	上	同	上	同	上
県庁本館耐震改修費	1,588,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金貸付金	45,000	同	上	同	上	同	上
重度心身障害者居室整備資金貸付金	20,000	同	上	同	上	同	上
自然公園施設整備費	14,000	同	上	同	上	同	上

臨時県道整備事業費	24,991,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	916,000	同	上	同	上	同	上
臨時河川等整備事業費	1,494,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併促進 社会基盤整備事業費	450,000	同	上	同	上	同	上
やさしい道づくり事業費	397,000	同	上	同	上	同	上
景観対策道路河川事業費	874,000	同	上	同	上	同	上
歴史の道整備事業費	105,000	同	上	同	上	同	上
ポトルネットク 消市町村道県代 行事業費	180,000	同	上	同	上	同	上
広域連携市町村 道県代行事業費	225,000	同	上	同	上	同	上
土地区画整理資金貸付金	50,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	2,512,000	同	上	同	上	同	上
県立射撃場整備事業費	71,000	同	上	同	上	同	上
県立博物館建設費	834,000	同	上	同	上	同	上
県立美術館展示施設 建設費	106,000	同	上	同	上	同	上

駐在所等建設費	48,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	237,000	同	上	同	上	同	上
減税補てん債	1,282,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	21,938,000	同	上	同	上	同	上
計	83,289,000						

2 平成14年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

平成14年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,496,134千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,854,925
	1 使用料	1,854,925

2 県支出金			2,088,094
	1 県補助金		2,088,094
3 財産収入			2,975,154
	1 財産運用収入		2,713,145
	2 財産売却収入		262,009
4 寄附金			1
	1 寄附金		1
5 繰入金			147,600
	1 基金繰入金		147,600
6 繰越金			547,261
	1 繰越金		547,261
7 諸収入			6,099
	1 受託事業収入		1,244
	2 延滞金、加算金及び料 過		1

	3 雑 入	4,854
8 県 債		877,000
	1 県 債	877,000
歳 入	合 計	8,496,134

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		832,138
	1 管 理 費	832,138
2 事 業 費		3,949,887
	1 事 業 費	3,949,887
3 交 付 金		2,007,233
	1 交 付 金	2,007,233
4 公 債 費		1,705,876
	1 公 債 費	1,705,876

5 子 備 費		1,000
	1 子 備 費	1,000
歳 出 合 計		8,496,134

第2表 地方債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
造 林 費	100,000	普 通 貸 借	6.5%以内	農林漁業金融公庫の定める融資条件による。
林 道 費	747,000	普 通 貸 借 又 行 借 発 券 貸 通 債 は	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業資金 について、利 率の見直し を行った後 において(ま 当後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
林 道 災 害 復 旧 費	30,000	同	同	同
計	877,000	上	上	上

3 平成14年度山梨県教育奨励資金特別会計予算

平成14年度山梨県教育奨励資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,092千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		1,098
	1 国庫補助金	1,098
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1,992
	1 貸付金償還金	1,992
歳入合計		3,092

歳 出

款	項	金 額
1 教 育 費		3,092
	1 教 育 奨 励 費	3,092
歳 出 合 計		3,092

4 平成14年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成14年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		57,146
	1 国 庫 負 担 金	57,146

2 財 産 収 入				250
	1 財 産 運 用 収 入			250
3 繰 入 金				85,523
	1 繰 入 金			85,523
4 県 債				81,000
	1 県 債			81,000
	合 計			223,919

歳 出

1 災 害 救 助 費	1 災 害 救 助 費			223,919
	合 計			223,919

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
-----------	-------	-----------	-----	-----------

災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無 利 子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

5 平成14年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成14年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		64,520
	1 繰 越 金	64,520
2 諸 収 入		137,399
	1 貸付金元利収入	137,395
	2 雑 入	4
歳 入 合 計		201,919

歳出

款	項	金額
1 母子寡婦福祉費		201,919
	1 母子寡婦福祉費	201,919
歳出合計		201,919

6 平成14年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成14年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,754,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		213,043

		1 繰入金	213,043
2 繰越金		1 繰越金	1,149,591
3 諸収入		1 貸付金償還金	2,698,360
		2 雑収入	2
4 県債			694,000
	1 県債		694,000
歳入	合計		4,754,996

歳出

款	項	金額
1 中小企業貸付資金		4,754,996
	1 中小企業貸付資金	4,754,996
歳出	合計	4,754,996

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
財団法人やまなし産業支援機構が、平成14年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び中小企業金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成14年度から平成22年度まで	借入元本 2,700,000 千円及び自己調達資金 100,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）について、設備資金貸付資金にあつては 100 % 以内、設備貸与資金にあつては 45% 以内（リースにあつては50%以内）
財団法人やまなし産業支援機構が、平成14年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成14年度から平成21年度まで	借入元本 1,000,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45% 以内（リースにあつては50%以内）

第3表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金貸付金	694,000	普通貸借	4.1%以内	中小企業総合事業団の定める融資条件による。
計	694,000			

7 平成14年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成14年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ541,077千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 (地方債)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		113
	1 国庫補助金	113
2 繰入金		48,414
	1 繰入金	48,414
3 繰越金		44,952
	1 繰越金	44,952
4 諸収入		341,698
	1 貸付金償還金	341,033
	2 雑収入	665

5 県	債			105,900
		1 県	債	105,900
歳 入 合 計				541,077

歳 出

1 農業改良資金	款	項	金	額
				541,077
	1 資金貸付金			541,077
歳 出 合 計				541,077

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金	37,000	普通貸借	無利子	農業改良資金助成法の定めるところによる。
就貸 農業 支援 資金	68,900	同上	同上	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。
計	105,900			

8 平成14年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成14年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,549,138千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		919,553
	1 繰越金	919,553
2 諸収入		2,629,585
	1 貸付金元利収入	2,629,585
歳入合計		3,549,138

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金貸付金		3,549,138
	1 資金貸付金	2,930,358

	2 償 還 金	118,780
	3 一 般 会 計 繰 出 金	500,000
歳 出 合 計		3,549,138

9 平成14年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成14年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,132,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 県 税 証 紙 収 入		4,132,398
	1 県 税 証 紙 収 入	4,132,398
2 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
歳 入 合 計		4,132,400

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		4,132,400
	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,132,400
歳 出 合 計		4,132,400

10 平成14年度山梨県集中管理特別会計予算

平成14年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,684,788千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		15,002
	1 使 用 料	15,002
2 繰 入 金		79,820
	1 繰 入 金	79,820

3 繰越金			162
	1 繰越金		162
4 諸収入			124,589,804
	1 振替収入		124,589,798
	2 雑収入		6
歳入	合計		124,684,788

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費		15,170
	1 自動車管理費	15,170
2 給与管理費		124,535,318
	1 給与管理費	124,535,318
3 通信管理費		112,500

	1 通信管理費	112,500
4 車両燃料管理費		21,800
	1 車両燃料管理費	21,800
歳 出	合 計	124,684,788

11 平成14年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成14年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,551,238千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		2,312,706
	1 繰 越 金	2,312,706
2 諸 収 入		2,238,532
	1 貸付金償還金	2,238,532

2	繰入金				
		1	繰入金	金	3,086
3	繰越金				
		1	繰越金	金	27,862
4	諸収入				
		1	貸付金償還金	金	159,411
		2	雑入	入	2
歳入		合計			192,008

歳出

1	林業改善資金貸付金				
		1	資金貸付金	金	73,228
2	木材産業等高度付 進資金貸付金				
		1	資金貸付金	金	116,322
		合計			116,322

3 林業就業促進資金貸付金		2,458
	1 資金貸付金	2,458
歳出合計		192,008

13 平成14年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成14年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,552,696千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,764,597
	1 負担金	3,764,597
2 県支出金		3,731,357

		1 県補助金		3,731,357
3 繰入金				2,356,147
		1 繰入金	金	2,356,147
4 繰越金				2,594
		1 繰越金	金	2,594
5 諸収入				340,001
		1 受託事業収入		340,000
		2 雑収入		1
6 県債				1,358,000
		1 県債	債	1,358,000
歳入	合計			11,552,696

歳出

款	項	金額
1 流域下水道費		9,211,112

	1	流域下水道管理費	2,300,898
	2	流域下水道事業費	6,910,214
2	公債費		2,340,584
	1	公債費	2,340,584
3	予備費		1,000
	1	予備費	1,000
歳出	合計		11,552,696

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
富士北麓流域下水道建設事業に係る浄化センター発電機棟建設及び自家発電機設備工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成15年度		210,000 千円
富士北麓流域下水道建設事業に係る浄化センター監視操作設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成15年度		1,500,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る金川ポンプ			

<p>場建設工事（東八代郡石和町）について請負契約を締結すること。</p>	平成15年度	240,000 千円
<p>釜無川流域下水道建設事業に係る浄化センタースクリーンポンプ棟建設工事（南巨摩郡増穂町）について請負契約を締結すること。</p>	平成15年度	600,000 千円
<p>釜無川流域下水道建設事業に係る浄化センター放流ポンプ棟建設工事（南巨摩郡増穂町）について請負契約を締結すること。</p>	平成15年度	90,000 千円
<p>釜無川流域下水道建設事業に係る韮崎第3ポンプ場機械電気設備工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。</p>	平成15年度	440,000 千円
<p>桂川流域下水道建設事業に係る清流センター管理本館電気設備工事（大月市）について請負契約を締結すること。</p>	平成15年度	90,000 千円
<p>桂川流域下水道建設事業に係る松留ポンプ場機械電気設備工事（北都留郡上野原町）について請負契約を締結すること。</p>	平成15年度	400,000 千円
<p>桂川流域下水道建設事業に係る川合ポンプ場機械電気設備工事（北都留郡上野原町）について請負契約を締結すること。</p>	平成15年度	400,000 千円
<p>桂川流域下水道建設事業に係る笹子川幹線管渠埋設工事（大月市）について請負契約</p>	平成15年度から	1,300,000 千円

を締結すること。

平成17年度まで

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	1,358,000	普通貸借又は 普通債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	1,358,000			

14 平成14年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成14年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 486,065,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	4,395,796千円
第1項 営業収益	4,350,399千円
第2項 財務収益	41,399千円
第3項 事業外収益	3,988千円
第4項 特別利益	10千円
支 出	
第1款 電気事業費用	3,829,328千円
第1項 営業費用	3,230,647千円
第2項 財務費用	296,431千円

第3項 事業外費用	161,997千円
第4項 特別損失	135,253千円
第5項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額729,657千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,815千円及び過年度分損益勘定留保資金721,842千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	104,000千円
第1項 固定資産売却金	10千円
第2項 長期貸付金償還金	100,000千円
第3項 国庫補助金	2,480千円
第4項 工事負担金	1,510千円

支 出

第1款 資本的支出	833,657千円
第1項 新琴川第三発電所建設費	8,768千円
第2項 水力発電設備改良費	139,648千円
第3項 業務設備改良費	3,675千円
第4項 水力発電地点開発調査費	11,259千円
第5項 特許権取得調査費	1,050千円
第6項 企業債償還金	669,257千円

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,197,595千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成14年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 平成14年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯口数	562口
(2) 年間総給湯量	905,000立方メートル
(3) 一日平均給湯量	2,480立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 温泉事業収益	161,802千円
第1項 営業収益	161,061千円
第2項 営業外収益	731千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 温泉事業費用	159,329千円
第1項 営業費用	155,509千円
第2項 営業外費用	2,810千円
第3項 特別損失	10千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32,200千円は、建設改良積立金29,740千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,460千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	19,460千円
第1項 固定資産売却代金	10千円
第2項 工事負担金	19,450千円

支 出

第1款 資本的支出	51,660千円
第1項 温泉事業設備改良費	51,660千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 70,257千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

16 平成14年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成14年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 道路沿線休憩施設

ア 業務内容 レストランの営業

(2) 丘の公園

ア 年間総収容人員 204,860人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域振興事業収益	996,859千円
第1項 営業収益	994,385千円
第2項 営業外収益	2,464千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 地域振興事業費用	1,245,654千円
第1項 営業費用	1,234,789千円
第2項 営業外費用	10,855千円
第3項 特別損失	10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額 8,448千円は、借入金等 8,448千円で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	10千円
第1項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	8,458千円
第1項 地域振興事業設備改良費	8,458千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 10,897千円

17 平成14年度山梨県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成14年度山梨県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 中央病院

ア 病床数	627床
イ 年間入院患者数	203,826人
ウ 年間外来患者数	276,082人
エ 1日平均入院患者数	558人
オ 1日平均外来患者数	1,127人

(2) 北病院

ア 病床数	300床
イ 年間入院患者数	101,835人
ウ 年間外来患者数	45,789人

工 1日平均入院患者数 279人
 才 1日平均外来患者数 189人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	16,843,151千円
第1項 医業収益	13,725,190千円
第2項 医業外収益	3,117,581千円
第3項 特別利益	380千円
支 出	
第1款 病院事業費用	19,541,011千円
第1項 医業費用	16,710,005千円
第2項 医業外費用	914,139千円
第3項 特別損失	1,915,867千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額1,259,506千円は、減債積立金6,900千円及び過年度分損益勘定留保資金1,252,606千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	3,213,243千円
第1項 企業債	2,820,000千円
第2項 出資金	18,837千円
第3項 負担金	374,406千円

支 出

第1款 資本的支出	4,472,749千円
第1項 中央病院施設改良費	178,196千円
第2項 北病院施設改良費	24,323千円
第3項 中央病院建設費	3,708,621千円
第4項 企業債償還金	561,609千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中央病院施設改良費	160,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。

中央病院 建設費	2,660,000千円	同	上	同	上
計	2,820,000千円				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 7,715,323千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、491,025千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,448,453千円と定める。